都市景観形成基準適合確認書

（喜多院周辺地区都市景観形成地域／歴史のまち並み地区）

|  |  |
| --- | --- |
| 都市景観形成基準 | チェック欄 |
| 建築物及び工作物に関する基準 | 位置 | ○　道路や敷地に対する建築物の位置は、周囲のまち並みとの調和を図るものとする。 | □ |
| 規模 | ○　建築物の高さについては、周囲のまち並みとの調和を図るものとする。 | □ |
| 形態・意匠 | ○　公共空間（道路や河川、公園等）への正面性に配慮しつつ、周囲のまち並みや環境との調和を図るとともに、間口の大きな建築物については、壁面の後退や分節化などにより、周囲に圧迫感を与えないように配慮する。 | □ |
| ○　共同住宅では、バルコニー等の形態の工夫により、公共空間（道路や公園等）から洗濯物などが見えにくくなるように配慮する。 | □ |
| ○　屋外階段は、建築物本体との一体感や調和に配慮する。 | □ |
| ○　屋外に設置される建築設備等については、公共空間（道路や公園等）から目立たないような場所への設置や目隠しの設置について配慮する。 | □ |
| ○　自然素材の使用に努める。 | □ |
| ○　建築物には、勾配屋根を用いること、軒や庇の位置を周囲の建物と合わせることなどにより、和の雰囲気を演出するとともに、周囲のまち並みとの調和に努める。 | □ |
|  | 色彩の基準 | ○　建築物の外壁や工作物の外観を構成するものの色彩は、周囲のまち並みや環境との調和を図るとともに、表1のとおりとする。 | □ |
| ○　各立面につき、当該面積の10分の１以下の範囲内でアクセント色として着色される部分の色彩については、表1は適用しない。 | □ |
| ○　建築物の外壁や工作物の外観を構成するものは、落ち着きのある色調を基本とする。 | □ |
| 〇　多色使い又はアクセント色の使用に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する色の数や面積等のバランスに十分配慮する。 | □ |
| ○　着色していない木材、土壁（漆喰仕上げを含む）、石材、ガラス、金属等の材料によって仕上げられる部分の色彩は、表1は適用しない。 | □ |
| ○　他の法令により定められた色彩については、この制限を受けないものとする。 | □ |
| 建築物及び工作物に関する基準 | 門塀・擁壁等 | ○　門塀・柵は周囲のまち並みとの連続性に配慮する。 | □ |
| ○　集合住宅において、壁面を後退させた場合は、道路境界との間に生垣や植栽などの緑化を施すなど、まち並みの連続性に配慮する。 | □ |
| 形態・意匠への配慮・工夫事項の説明 |  |
| 仮設物 | ○　仮囲い等の工事用仮設物や仮設建築物などは、歩行者の快適性を考慮するとともに、良好な景観を損なわないように、設置場所、形態、色彩等に配慮する。 | □ |
| その他の基準 | 夜間景観 | ○　住環境の安全性の向上に配慮し、良質な夜間景観を演出するよう努める。 | □ |
| ○　屋外の照明は、周辺環境に配慮し過剰な光が周囲に拡散しないように配慮する。 | □ |
| ○　屋外の照明は、建築物や工作物の形態・意匠や用途に合わせ、それぞれにふさわしい色温度となるように配慮する。 | □ |
| 屋外広告物 | ○　川越市屋外広告物条例や関係法令を遵守する。 | □ |
| ○　屋外広告物の形態・大きさ・色彩・取り付け位置等は、まち並みに調和したものとする。 | □ |
| ○　大規模な広告物は禁止する。 | □ |
| 緑化等 | ○　大樹や古木の保全に努める。 | □ |
| ○　既存樹木については、適切に管理し、できる限り保存し活かす。 | □ |
| ○　公共空間（道路や河川、公園等）に接する部分については、緑化を図るなど、空間のつながり方に配慮する。 | □ |
| ○　角地やアイストップとなる場所では、特徴的なまちかどとなるように植栽等を工夫する。 | □ |
| ○　規模の大きな敷地は、積極的に緑化に努める。 | □ |
| ○　緑化のための空間を確保するため、敷地の細分化はなるべく避け、やむなく細分化を行う場合であっても道路に面する部分に緑化のための空間を確保するよう努める。 | □ |
| その他の基準 | 緑化等 | ○　間口の広い敷地では、なるべく生垣を設ける。また、通りから見て、喜多院や中院の森や、住宅の敷地内の樹木により緑の連続性が生まれるように、高木や中木等を用いるなど緑化に努める。ただし、店舗等の場合はこの限りではない。 | □ |
| 空き地・駐車場等 | ○　空き地及び屋外駐車場、駐輪場の道路に面する側は、生垣などによる緑化に努める。 | □ |
| ○　空き地及び屋外駐車場においては、管理を徹底する。 | □ |
| その他の基準への配慮・工夫事項の説明 |  |

|  |
| --- |
| 地域が定めた自主的な規定です。景観法等に基づくものではありません。 |
| 自主規定 | 事前　協議 | 〇　３階以上の建築物を建築しようとする場合には、行為の届出の前に地区の自治会等と都市景観形成基準に関して協議することとする。 | □ |

＜表1　喜多院周辺地区の色彩の範囲＞

（数値はマンセル表色法によるマンセル値）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 色相 | 明度 | 彩度 |
| 7.5R〜7.5Y（7.5Yは含まない） | 2を超え8未満 | 6以下 |
| 8以上9未満 | 2以下 |
| 7.5Y〜7.5GY(7.5GYは含まない) | 2を超え8未満 | 4以下 |
| 8以上9未満 | 2以下 |
| 7.5GY〜7.5RP(7.5RPは含まない) | 2を超え8未満 | 2以下 |
| 7.5RP〜7.5R(7.5Rは含まない) | 2を超え8未満 | 4以下 |
| 8以上9未満 | 2以下 |

備考　チェック欄については、該当する□にレ点を記入してください。

配慮・工夫事項の説明については、必ず記述してください。